

18歳成人 ～できること できないこと～

～映像内容と指導・支援のポイント【教師用】～

教育図書株式会社



本DVD教材は、家庭科の授業やロングホームルームの時間での活用を想定して構成しています。「全編再生」機能を用いて、すべてを通して視聴した後に解説やワークシートでの記入をしても大丈夫ですが、生徒が自分自身の問題としてとらえながら知識を定着させていくために、項目ごとに再生することもご提案します。その際、指導されるクラスの実態に応じて、生徒に問いかけをして、自分の意見・考えを持たせたいという視点で視聴すると、映像中に出てくる同世代の高校生たちの意見・考えとの比較などもでき、興味・関心を持つことができると思います。また、今後先生方にとっても在学中に「成人」する生徒に直面することになります。指導する生徒を「大人」として扱うというのはどういうことなのかなど、生徒と一緒に授業にご参加ください。

映像の項目・内容	指導・支援の内容、ポイント
<p>オープニング</p>	<p>◇映像を視聴する前に、「18歳で成人になること」についてどう思うか?」「成年」とはどういった年齢なのか?と問いかけ、ワークシートに記入させ、グループで話し合い、意見を発表させる。</p>
<p>世界の成人年齢は何歳?</p> <p>◆各国の成人年齢</p>	<p>◇映像を視聴する前に、「外国の成人年齢は何歳か?」について問いかける。</p> <p>◇民法改正前の日本の成人年齢「20歳」という年齢は、世界的にみてやや高い。また、ネパールの成人年齢を「16歳」と紹介したが、厳密には決まっておらず、「大人になる儀式」を行うと成人とされ、その平均が16歳とされている点を付け加えたい。</p> <p>◇成人年齢を20歳と定めた民法は1986(明治29)年に制定されたが、成人年齢を20歳と位置付けたのはさらにその20年前の1876(明治9)年の「太政官布告」とされている。今回の民法の改正で、法律上はおよそ140年ぶりに成人年齢が変更される。この間、日本人の平均寿命が延び、ライフスタイルなど大きく変化してきた点にも触れておきたい。</p>
<p>成人年齢引き下げで何が変わる?</p> <p>◆結婚</p> <p>◆性別の変更</p> <p>◆国家資格の取得</p> <p>◆国籍の選択</p> <p>◆パスポート</p> <p>◆契約</p>	<p>◇映像を視聴する前に、「成人年齢が18歳になることで変わることは?」について問いかける。</p> <p>◇性別の変更については「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の第3条に「二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に未成年の子がいないこと、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」のいずれをも満たすことが必要とされていることを補足しておきたい。このうち、冒頭の「二十歳以上であること」が「十八歳以上であること」に変更となる。</p> <p>◇これまで成人(20歳以上)でなければ取得できなかったが、成人年齢引き下げにより18歳でも取得できるようになる資格にはどのようなものがあるかを調べさせたい。また、例えば医師など大学で医学の課程を修了していなければ取得できない資格についても触れておく。</p> <p>◇国籍の選択の期限については、1985年1月1日以後に多重国籍になった人は、「20歳に達する以前に重国籍となった場合は22歳に達するまで(=21歳のうちに)」とされていたが、これが「18歳に達する以前に重国籍となった場合は20歳に達するまで(=19歳のうちに)」と変更された。</p> <p>◇今回の民法改正で最も社会の関心が高くなっているのが「契約」である。ここで紹介した買い物も売り手と買い手の売買契約になり、口頭でも契約が成立することを紹介する。</p>
<p>契約とトラブル</p> <p>◆未成年者契約の取り消し</p> <p>◆マルチ商法</p> <p>◆無料商法</p> <p>◆不安商法・資格商法</p> <p>◆ローン</p>	<p>◇未成年の人は成人の人に比べて契約や取引の知識や判断能力が高くないとされ、民法では「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は取り消すことができる」とされている。高校1・2年生を対象にした授業の場合は、契約を取り消す「取り消し通知」の書き方の例なども調べさせたい。</p> <p>◇若者をターゲットとした悪質商法にはここで紹介した以外にも、キャッチセールス(繁華街などでアンケート調査などと言って近づいて喫茶店や事務所に連れていき、商品や役務の売買契約を結ばせる商法)や、アポイントメントセールス(「あなたが当選した」「無料でサービスします」などと言って喫茶店や事務所に呼び出して商品やサービスを売りつける商法)などが有名である。消費者庁や国民生活センターなどのウェブサイトや自治体の発行する広報などを参考に、その他にもどのような悪質商法があるかを知っておくことは重要である。また、若者以外にも高齢者の被害が多いことを紹介し、生徒が祖父・祖母へのアドバイスができるような知識を持たせたい。</p> <p>◇「ローン(=お金を借りること)」についてはトラブルを中心に紹介したが、返済義務のある奨学金など、ローンによって進学ができるようになるものがあったり、経済設計をきちんと組めば日々の暮らしを便利にしたりすることにもつながるといふ補足しておく。</p>
<p>クレジットカードの仕組み</p> <p>◆クレジットカードの仕組み</p> <p>◆キャッシュレス化が進む社会</p> <p>◆リボルビング払い</p>	<p>◇映像を視聴する前に、「クレジットカードを持ちたいか?」「持ったらどのようなことに使いたいか?」を問いかける。</p> <p>◇クレジットカードやリボルビング払いについては、そのしくみを中心に紹介したが、視聴後は生徒が高校卒業後などに直面するような場面を想定し、次のような課題を設定して「自分ならどういう理由で何を選択するか」を考えさせる活動につなげる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>例)「15万円の楽器がほしい」場合、あなたならどうしますか?</p> <p>現在の生活 19歳、一人暮らし、親からの仕送り月8万円、アルバイト代月5万円、アパートの家賃月4万5000円、貯金は10万円</p> <p>選択肢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯金を取り崩し、今月のアルバイト代で現金で購入 ・今は我慢して貯金が15万円になるまで待つ現金で購入 ・即座に購入してクレジットカードで分割払い ・即座に購入してクレジットカードでリボルビング払い ・その他 </div>
<p>18歳で成人になってもできないこと</p> <p>◆喫煙、飲酒、公営のギャンブル</p>	<p>◇映像を視聴する前に、「成人年齢が18歳になっても18歳でできないことは何か?」を問いかける。</p> <p>◇喫煙、飲酒、公営のギャンブルは20歳になったら可能ではあるが、現状「大人」である人でも過度の喫煙や飲酒で体調に異変をきたした人や、依存で苦しんでいる人がいることにも触れる。</p>
<p>おとなへの第一歩</p>	<p>◇映像の最後に生徒たちがなりたい大人像を語っているが、授業の最後に同様の問いかけをし、ワークシートに記入してまとめたい。</p>